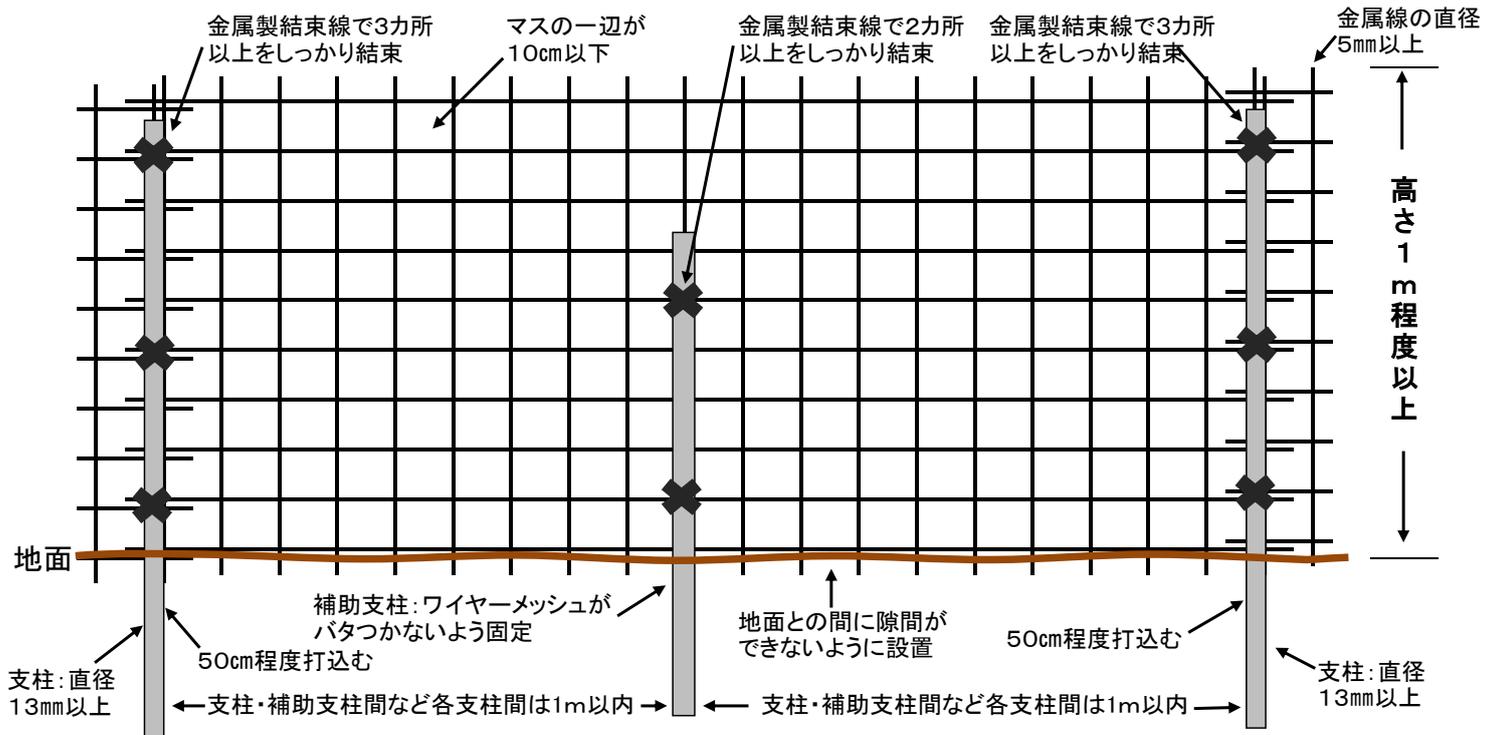


ワイヤーメッシュ柵標準仕様書



【補助事業に対応する資材について】

・ワイヤーメッシュ

- マスの一辺が 10cm 以下で、金属線の直径が 5mm 以上のもの
- 柵として建てたときに高さ 1.0m 程度以上となるもの

・支柱

- ワイヤーメッシュ同士の接続に使う支柱は直径 13mm 以上で、鉄筋又は同等以上の強度を持つ金属製のもの
- 接続部分の支柱は、地面に 50cm 程度打ち込み、ワイヤーメッシュに3カ所以上結束して固定できる長さのもの
- 接続部分以外の補助支柱は、ワイヤーメッシュに2カ所以上結束して固定できるもの

・結束線

- 金属製(ビニール等で被覆された金属線を含む)のもの。プラスチックのみの結束バンドは使用不可。

【設置方法】

- ・平地ではワイヤーメッシュの端にある縦線同士が重なるようにして支柱と結束する
- ・支柱はワイヤーメッシュ同士の接続部分にしっかり打ち込む。接続部分の間隔が 1m を超える場合は接続部分から 1m を超えない範囲に補助支柱を打ち込む。接続部分の間隔が 2m 以上になる場合は、さらに補助支柱を増やし、各支柱の間隔が 1m を超えないものとする。
- ・ワイヤーメッシュと支柱・補助支柱は結束線でしっかりと固定する

【注意点】

- ・地面とワイヤーメッシュの間に隙間ができないように設置する
- ・水路等がある場合はワイヤーメッシュを切断したものを設置して塞ぐなど対策をとる
- ・潜り込みや持ち上げの可能性がある場所はワイヤーメッシュ下部を補強する
- ・ワイヤーメッシュの縦線が外側(獣側)になるように設置する(喰い付きによる破損を防ぎやすくなる)
- ・できるだけ法面の近くに設置しないようにする(飛び越えなどの可能性が高くなるため)
- ・人や車両の通行に支障のない場所を選ぶ

【その他】

- ・上記仕様書は対象鳥獣をイノシシとした場合に補助対象となる標準のもので、上記を上回る性能が見込まれるが仕様に合わない場合や、対象がイノシシ以外である場合に補助事業実施を希望する場合は個別に協議する

電気柵標準仕様書

【補助事業に対応する資材について】

- ・送電機本体
 - 通電させるコードの総延長(設置延長との錯誤に注意)に対応可能な性能のもの
- ・コード、支柱等
 - 電気柵専用の資材以外を使用する場合は、漏電等で機能が低下しない構造とする

【設置方法】

- ・イノシシ対策用としては地上高20cm程度のコードを含む構造とする
- ・支柱はコードがたわまない距離でしっかりと固定する。
- ・設置者以外が通行する可能性のある道路や通路などに面して設置する場合は、「通電中であり注意を要する」旨がプラスチック等の頑丈な素材に書かれた標識を柵に接する道路等ごとに一か所以上よく見える場所に設置する

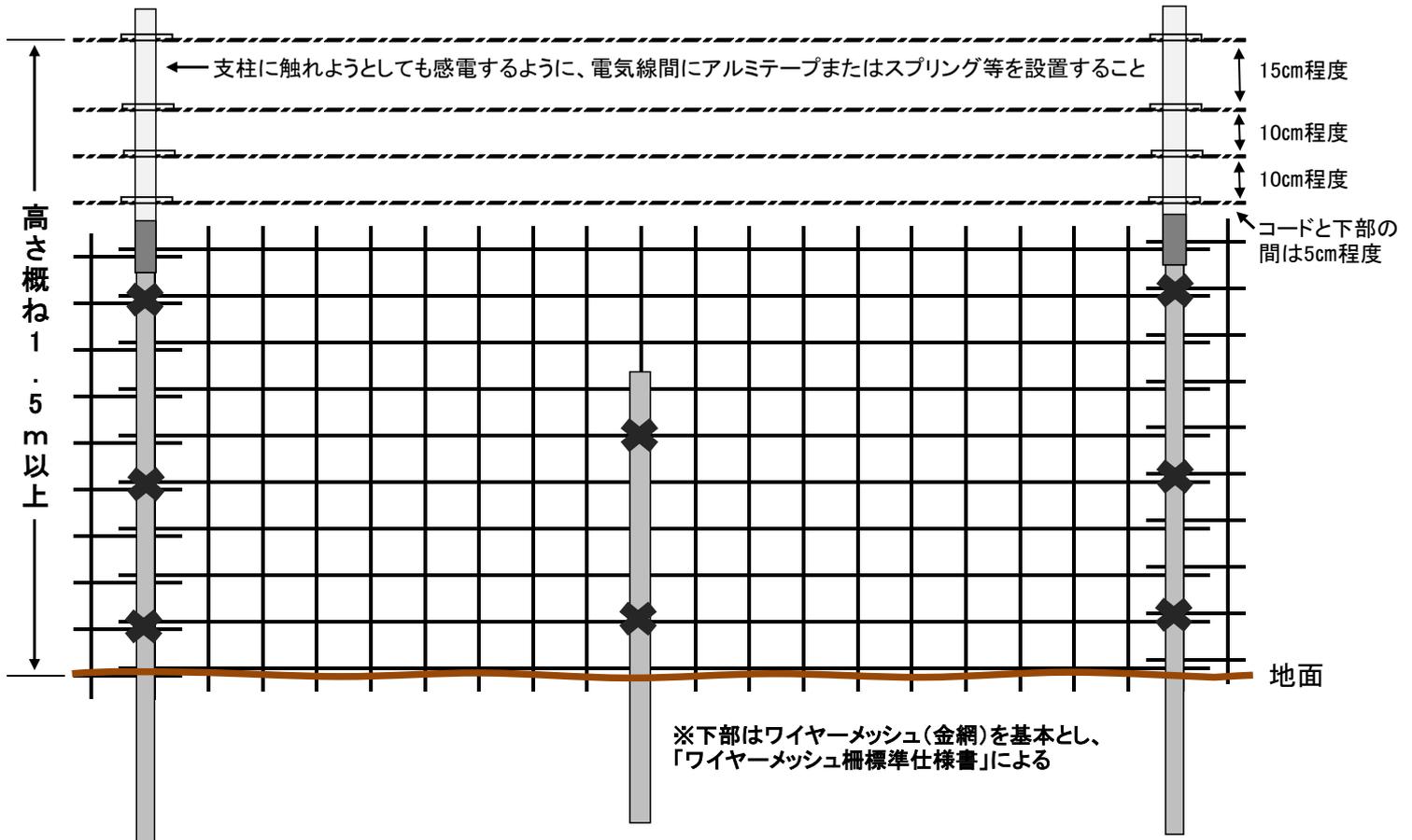
【注意点】

- ・地面や複合柵の下部との間の隙間が一定になるように設置する
- ・碍子を使う場合は、碍子が外向き(獣側)になるようとりつける
- ・できるだけ法面の近くに設置しないようにする(飛び越えなどの可能性が高くなるため)
- ・人や車両の通行に支障のない場所を選ぶ

複合柵標準仕様書(※一定要件を備えた電気線によるもの)

【電気柵を複合柵の一部として設置する場合】

- ・前述の仕様に加え、対象鳥獣をサルとして複合柵の上部として設置する場合は、下記の構造によるものとする
- ・複合柵の下部はワイヤーメッシュ柵を基本とし、仕様については「ワイヤーメッシュ柵標準仕様書」による。



【電気柵標準仕様書・複合柵標準仕様書について】

- ・上記仕様書は電気柵又は電気柵を含む複合柵を導入するにあたって補助対象となる標準のもので、仕様に合わないが、対象鳥獣によっては十分な性能が見込まれる場合で補助事業実施を希望する場合は個別に協議する